

【わがまち特例一覧】

特例対象資産	取得時期	特例割合 適用期間	根拠法令
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）のように供する資産（固定資産）	平成29年4月1日以降	2分の1 制限なし	地方税法第349条の3第28項、29項、30項
水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設（償却資産）	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	2分の1 制限なし	地方税法附則第15条第2項第1号
下水道除害施設（償却資産）	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	5分の4 制限なし	地方税法附則第15条第2項第5号
特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000kw未満） 風力発電設備（20kw以上） 地熱発電設備（1,000kw未満） バイオマス発電設備（10,000kw以上 20,000kw未満） （償却資産）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	3分の2 3年間	地方税法附則第15条第25項第1号
特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000kw以上） 風力発電設備（20kw未満） 水力発電設備（5,000kw以上） （償却資産）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	4分の3 3年間	地方税法附則第15条第25項第2号
特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備（5,000kw未満） 地熱発電設備（1,000kw以上） バイオマス発電設備（10,000kw未満） （償却資産）	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	2分の1 3年間	地方税法附則第15条第25項第3号
企業主導型保育事業の用に供する資産（土地・家屋・償却資産）	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	2分の1 5年間	地方税法附則第15条第32項
緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地（土地）	平成29年4月1日から 令和7年3月31日まで	3分の2 3年間	地方税法附則第15条第33項
特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設（償却資産）	特定都市河川浸水被害対策改正法施行日から 令和6年3月31日まで	3分の1 制限なし	地方税法附則第15条第42項
サービス付き高齢者向け賃貸住宅（家屋）	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで	3分の2又は 6分の5 ※1 5年間	地方税法附則第15条の8第2項
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション（家屋）	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3分の1 1年間	地方税法附則第15条の9の3第1項

※1 中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定により認定を受けた区域内に新築した場合